

# 令和6年度韮崎市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年5月31日

## 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等に就労する障がい者の自立促進に資するため、市が行う物品及び役務の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

この方針は、韮崎市の全組織における物品等の調達に適用する。

## 3 対象とする施設等

本方針の対象となる施設等は、山梨県内に所在地又は住所がある障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（別紙）とする。

## 4 対象とする物品等及び目標

市が契約によって調達する物品等は、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設が受注することが可能なものとし、調達額は前年度実績を上回ることを目標とする。

## 5 調達の推進方法

- （1）物品等の調達にあたっては、分野を限定することなく、可能な限り障害者就労施設等から調達するよう努める。
- （2）福祉課は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を市の機関に提供する。
- （3）市の機関は、提供された情報を基に障害者就労施設等への物品等の発注に努める。

## 6 調達実績の公表

会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

## 7 方針に関する担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉課障がい福祉担当とする。ただし、契約に関する窓口は総務課契約管財担当とする。

優先調達の対象となる施設等

1. 障害者総合支援法に基づく施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（就労移行、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

2. 障害者を多数雇用している企業

- ・障害者雇用促進法の特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が 5 人以上
- ②障害者の割合が従業員の 20 % 以上
- ③雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上

3. 在宅就業障害者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）